

	陳情の要旨	経過
陳情第 2 号 中央新幹線川崎環境保全事務所の設置をJR東海に求める陳情	<ul style="list-style-type: none"> 市民のアクセスに便利な南武線武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、又は小田急線新百合ヶ丘駅前に、市民に開かれた環境保全事務所の設置をJR東海に求めること。 	平成 27 年 5 月 14 日 受理 平成 28 年 3 月 14 日 まちづくり委員会審査 平成 29 年 3 月 10 日 まちづくり委員会審査
陳情第 18 号 JR東海のリニア新幹線工事の地域説明会での梶ヶ谷立坑の泥水の処理の回答の検証と、必要によっては再度、川崎市アセス実施を求める陳情	<ul style="list-style-type: none"> 地域説明会における梶ヶ谷立坑の泥水の処理に関する説明内容を確認するとともに、説明会ごとの処理をするのであれば、再度市の環境アセスメントか、事後調査の実施を求めること。 	平成 27 年 6 月 30 日 受理 平成 28 年 3 月 14 日 まちづくり委員会審査 平成 29 年 3 月 10 日 まちづくり委員会審査
陳情第 81 号 中央新幹線の川崎市内工事計画の内容説明をJR東海に求める陳情	<ul style="list-style-type: none"> 市は、JR東海が提出した東百合丘非常口工事の環境保全計画書を市民に公開すること。 市は、JR東海に対し、非常口予定地や周辺のボーリング調査、土壌汚染調査を行わせ、その結果を住民に対し公表すること。 市は、麻生区東百合丘非常口周辺の住民らから提出された申入書に対し、JR東海に誠意ある回答を行うよう求めること。 市は、JR東海とともに、説明会の開催日、場所については広報紙やホームページ、タウンニュースなどを活用し、市民への告知を徹底すること。 説明会での住民の発言のほとんどが工事に対する疑問や不安の声であることを鑑みて、市は、住民の理解が得られない間は性急な着工を認めないこと。 	平成 29 年 2 月 13 日 受理 平成 29 年 3 月 10 日 まちづくり委員会審査
陳情第 82 号 JR東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う災害時の「川崎市災害用井戸協力の家」の井戸水の確保の為の工事協定を求める陳情	<ul style="list-style-type: none"> ニューマチックケーソン工法による工事に伴い、川崎市災害用選定井戸の水が枯渇することなどが懸念されることから、井戸水の確保対策を協議し、災害時における井戸水の供給方法について、市、災害用選定井戸所有者、JR東海、西松建設の4者で協定書を締結すること。 	平成 29 年 3 月 10 日 受理
陳情第 83 号 JR東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う再アセス実施と隣の井戸から溢れた水による自宅の被害に関する工事協定書締結を求める陳情	<ul style="list-style-type: none"> ニューマチックケーソン工法について、JR東海に市の環境アセスメントを実施させるとともに、隣の井戸から溢れた水により自宅が被害を受ける恐れがあることから、陳情者と市、JR東海、西松建設の4者で工事協定書を締結すること。 	平成 29 年 3 月 10 日 受理
陳情第 84 号 JR東海のリニア中央新幹線梶ヶ谷非常口「ケーソン工法」採用に伴う川崎市環境アセスに適合しているかどうかの再評価を求める陳情	<ul style="list-style-type: none"> ニューマチックケーソン工法による工事の影響が心配されることから、市の環境アセスメントに適合しているか、工事説明会の内容が十分であったかを評価し、その結果を市民に公表するとともに、必要に応じてJR東海や西松建設への監督、指導を行うこと。 	平成 29 年 3 月 10 日 受理